

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第5回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）学び・交流プラザ建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成26年9月2日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

工期「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成27年2月27日まで」を「本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から平成27年3月16日まで」とする。

契約金額「¥2,107,813,050-」を「¥2,185,232,850-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

(仮称) 学び・交流プラザ建築主体工事

2 変更理由及び変更箇所

- (1) 工事請負契約書第25条第6項の規定に基づき、急激な賃金等の変動により請負代金額を変更する。
- (2) 高天井の施工方法の変更

工事請負契約の一部を変更することについて

平成25年第5回市議会臨時会の議決を経て締結した（仮称）学び・交流プラザ建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年9月3日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥2,093,175,000-」を「¥2,107,813,050-」とする。

工事請負契約の締結について

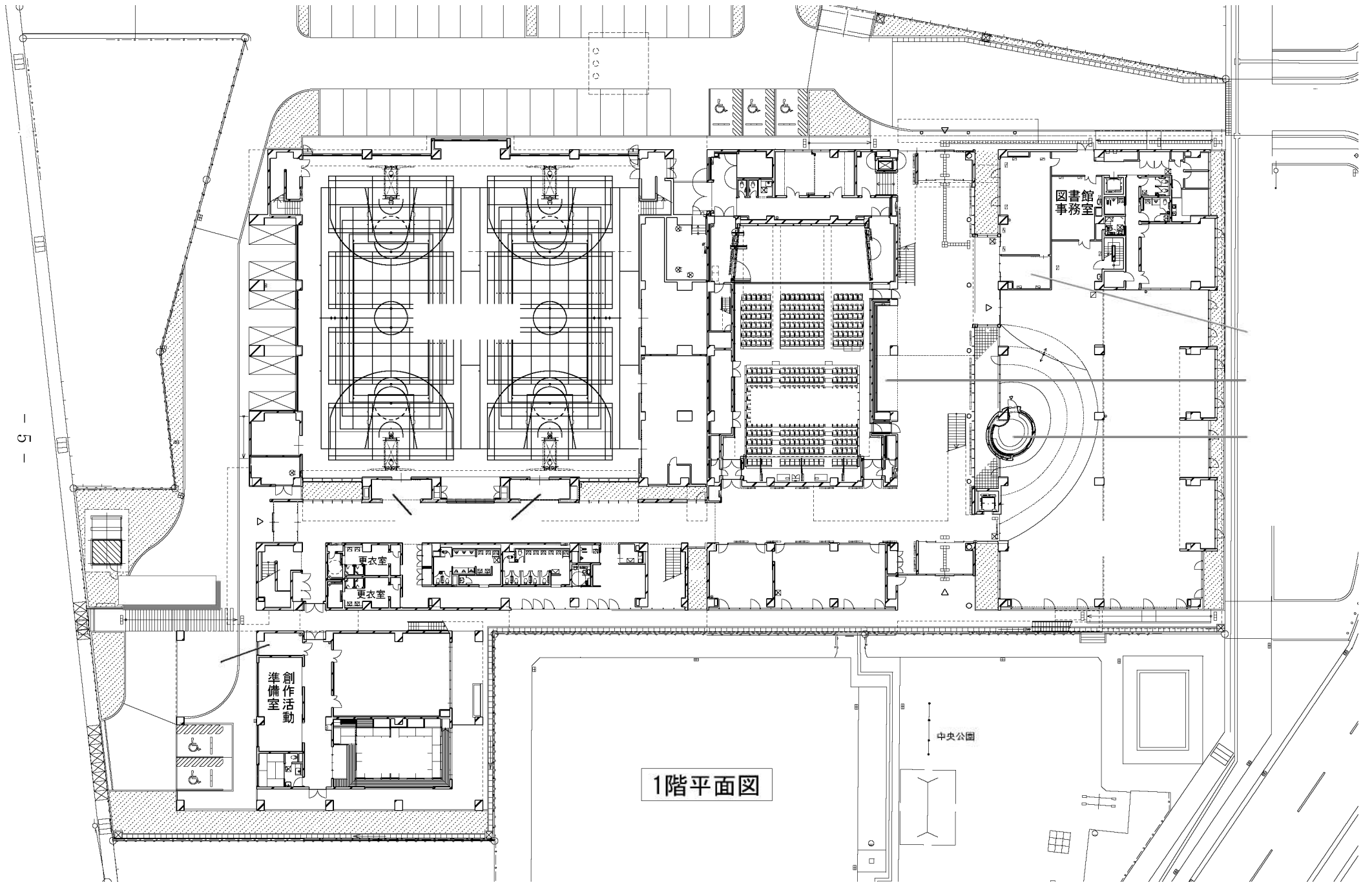
下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成25年7月30日 提出

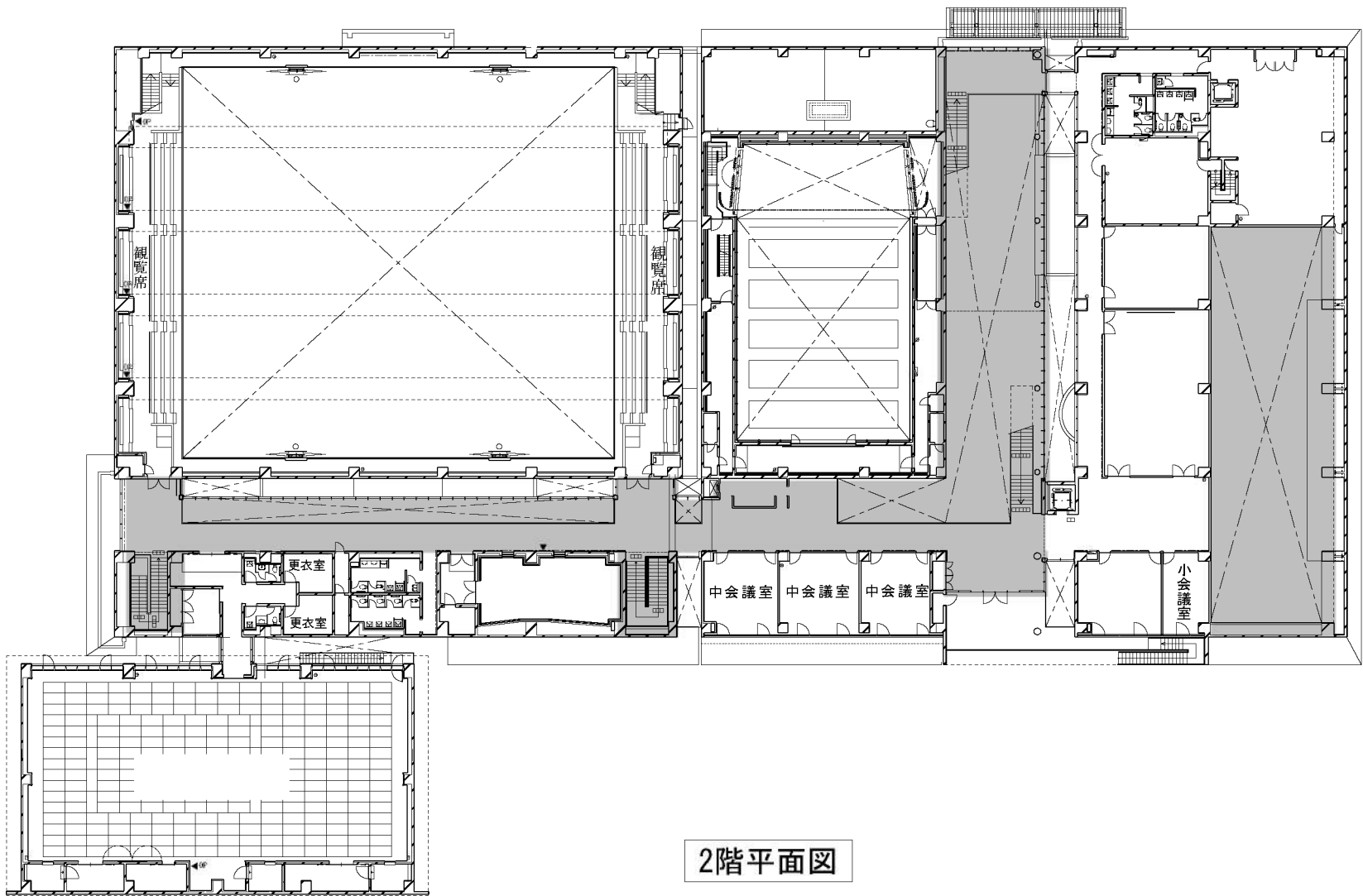
周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 (仮称) 学び・交流プラザ建築主体工事
- 2 工 事 場 所 周南市中央町4番10号
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成27年2月27日まで
- 4 契 約 金 額 ￥2,093,175,000-
- 5 請 負 者 大林組・洋林建設特定建設工事共同企業体
代表者
山口市小郡花園町1番16
株式会社大林組山口営業所
所長 爲成 晋
- 6 契 約 の 方 法 条件付一般競争入札



1階平面図



2階平面図


 ~高天井範囲